児童手当の支給金額の例

0歳~大学生年代の子が1人または2人



3歳~ 高校生



大学生



高校生

16歳の年度~18歳の年度末までの年代の子(就学していない場合を含みます。) ※令和6年度は、平成18年4月2日~平成21年4月1日生の子

大学生

19歳の年度~22歳の年度末までの年代の子(短大生、専門学生、就職済みを含みます。) ※令和6年度は、平成14年4月2日~平成18年4月1日生の子

0歳~高校生年代の子が3人以上、大学生年代の子なし

第3子以降は、多子加算により支給額が3万円に増額されます。



0歳~高校生年代の子が1人以上、大学生年代の子あり

大学生年代の子がいる場合は、「監護相当の支援」と「生計費の負担の有無」 により、児童の数え方が変わります。

監護相当の支援

- ・同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしていること
- ・別居しているが、定期的な連絡等をしており、監護相当であることなど

生計費の負担

・生活費(食費、家賃等)や学費を負担していること など

